
須坂市水防計画 目次

第1章 総 則	3
第1 趣 旨	3
第2 災害の想定	3
第3 水防機関	3
第4 河川、ため池等の状況	3
第2章 水防本部の組織	4
第1 水防本部の設置	4
第2 水防本部の組織及び事務分掌	4
第3章 情報等の伝達方法	6
第1 伝達系統	6
第2 市民に対する広報と周知	7
第3 水防信号	7
第4章 職員及び消防団員の招集	8
第1 召集の発令	8
第2 出動の区分（非常配備体制）	8
第3 出 動	8
第4 発令及び出動の基準	8
第5章 水防隊の活動	9
第1 定 義	9
第2 配備体制	9
第3 水位の観測	10
第4 避難及び救助	11
第6章 重要水防区域及び想定氾濫区域	12
第1 重要水防区域及び危険箇所	12
第2 想定氾濫区域	12
第7章 土石流発生危険溪流及び急傾斜地危険箇所の概況	12

第 1 土石流発生危険溪流の概況	12
第 2 急傾斜地危険箇所の概況	12
第 8 章 重要水門及び担当者	13
第 9 章 水防倉庫の位置及び水防資機材	13
第 1 水防倉庫名及び位置	13
第 2 水防資機材	14
第 10 章 応援要請	14
第 1 建設業者への応援要請	14
第 2 他の水防機関との協力及び応援	14
第 11 章 費用の負担及び公用負担	14
第 1 費用の負担	14
第 2 公用負担	14
第 3 公用負担命令権限証	15
第 4 公用負担命令書	15
第 12 章 水防標識	17
第 13 章 水防解除	17
第 14 章 水防報告	17
第 1 水防報告	17
第 2 水防てん末報告	18
第 15 章 公務災害補償	18
第 16 章 水防訓練	18

第1章 総 則

第1 趣 旨

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定により、水防業務の円滑な実施に必要な事項を定め、洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 災害の想定

本市の地理的条件及び過去において発生した災害から、最も頻度の高い台風及び集中豪雨による洪水、崖崩れ、山崩れを想定し、地震発生に伴って生ずる水防については補完的に考える。

1 想定基準

本市域の河川のうち千曲川の増水による災害は、千曲川及び犀川の上流地域において、連続降雨量が、おおむね70～100mm以上に達したときに発生するおそれがある。

また、鮎川、百々川、八木沢川、松川等上信越県境方面から流れ出る市内河川は急流のため、上流地域における連続降雨量がおおむね50～70mm以上に達したときに発生するおそれがある。

2 想 定

昭和34年8月14日台風7号の豪雨、昭和56年8月23日台風15号の豪雨及び令和元年10月12日東日本台風の豪雨災害を想定する。

第3 水防機関

本市においては、法第5条に定める水防団は設置しないが、消防機関をもって水防業務を処理する。

なお、水防活動のため必要があるときは、市職員を動員する。

第4 河川、ため池等の状況

水 系	河川名等	等級等	市域内の延長等	管理者名
信濃川	千曲川	1級	5,450m	国土交通省
〃	松川	〃	4,100	長野県
〃	百々川	〃	18,926	〃
〃	鮎川	〃	10,593	〃

水系	河川名等	等級等	市域内の延長等	管理者名
信濃川	八木沢川	1級	7,000m	長野県
〃	仙仁川	〃	4,700	〃
〃	灰野川	〃	7,600	〃
〃	奈良川	〃	3,300	〃
信濃川	押堀川	準用	1,200m	須坂市
〃	山崎川	〃	2,300	〃
〃	古川	〃	1,100	〃
〃	仙仁川	〃	1,700	〃
〃	宇原川	〃	2,600	〃
	竜ヶ池	ため池	63,000m ³	須坂市
	本郷ため池	〃	3,500	〃
	塩野ため池	〃	6,400	〃
	野下原ため池(1号)	〃	4,000	〃
	野下原ため池(2号)	〃	10,200	〃
	豊丘ダム	ダム	総貯水容量 2,580,000 有効貯水容量 2,120,000	長野県

第2章 水防本部の組織

第1 水防本部の設置

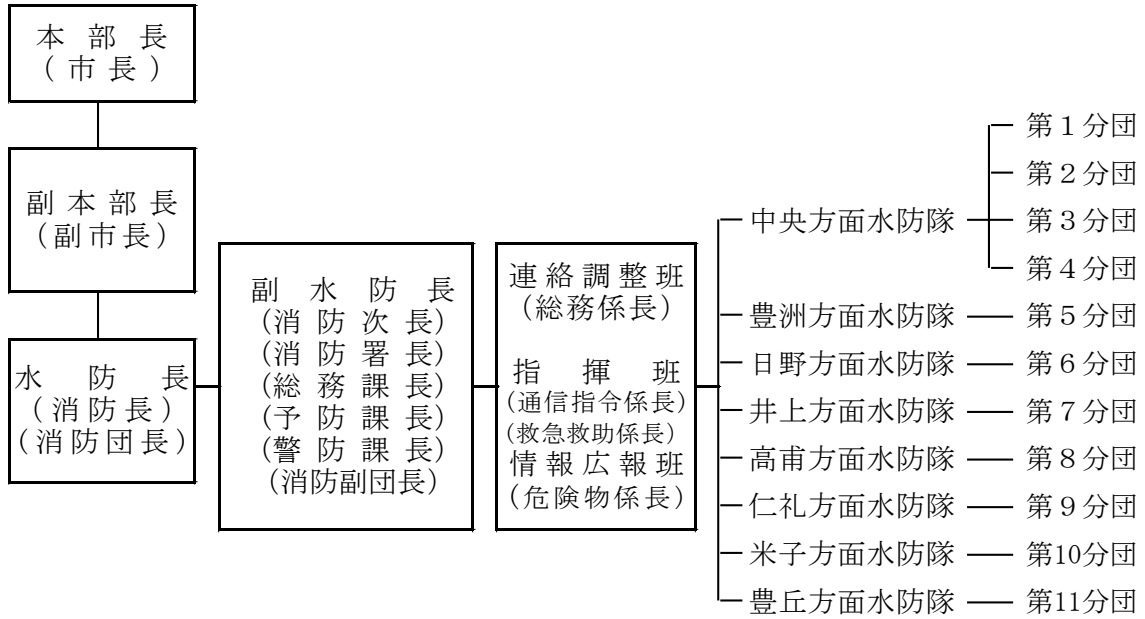
- (1) 市長は、本市域において洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合は水防本部を設置する。
- (2) 水防本部は、須坂市消防本部に置く。
- (3) 水防本部は、須坂市地域防災計画に基づく須坂市災害対策本部が設置されたときは、その組織の一部として分掌事務を処理する。

なお、水防長は、水防活動に必要があるときは、市職員の出動を要請することができる。

第2 水防本部の組織及び事務分掌

1 組織

法第11条に定めるところにより、洪水予報の通知を受けたとき又は洪水の発生が予想されるときから、洪水の危険が去ったと認められるまで、次の体制により水防事務を行う。

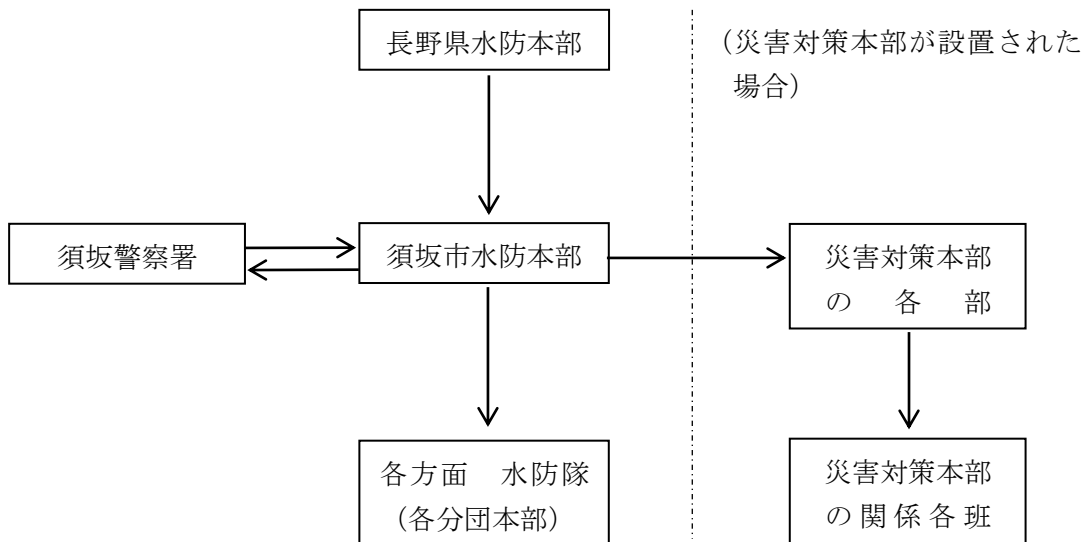


2 事務分掌

担任区分	分 担 事 務
連絡調整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防指令の発令に関する事。 2 消防団員等の招集に関する事。 3 応援要請に関する事。 4 水防関係機関との連絡調整に関する事。 5 食糧その他各種資機材等の補給及び調達に関する事。 6 その他他の班に属さない事項。
指揮班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動の指揮に関する事。 2 増水状況の調査及び警戒員の配置に関する事。 3 水防工法の採用及び実施に関する事。 4 水防資材の応急調達に関する事。 5 車両、重機等借入調達に関する事。 6 各種通信に関する事。
情報広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防情報の収集に関する事。 2 水防活動の記録及び報告に関する事。 3 広報活動に関する事。 4 避難のための立ち退き勧告及び指示伝達に関する事。 5 避難のための立ち退き場所の指示に関する事。 6 避難住民の救助及び誘導に関する事。

担任区分	分 担 事 務
各 方 面 水 防 隊	1 水防情報の収集及び報告に関する事。 2 水防活動の記録及び報告に関する事。 3 広報活動に関する事。 4 河川の増水状況、危険箇所の状況調査及びその警戒に関する事。 5 危険地区住民に対する避難のための立ち退きの勧告及び指示の伝達、救助並びに誘導に関する事。 6 水防工法の実施に関する事。 7 その他特に命ぜられた事項。
市 職 員	1 出水、溢水等の水防活動等に関する事。 2 その他特に命ぜられた事項。

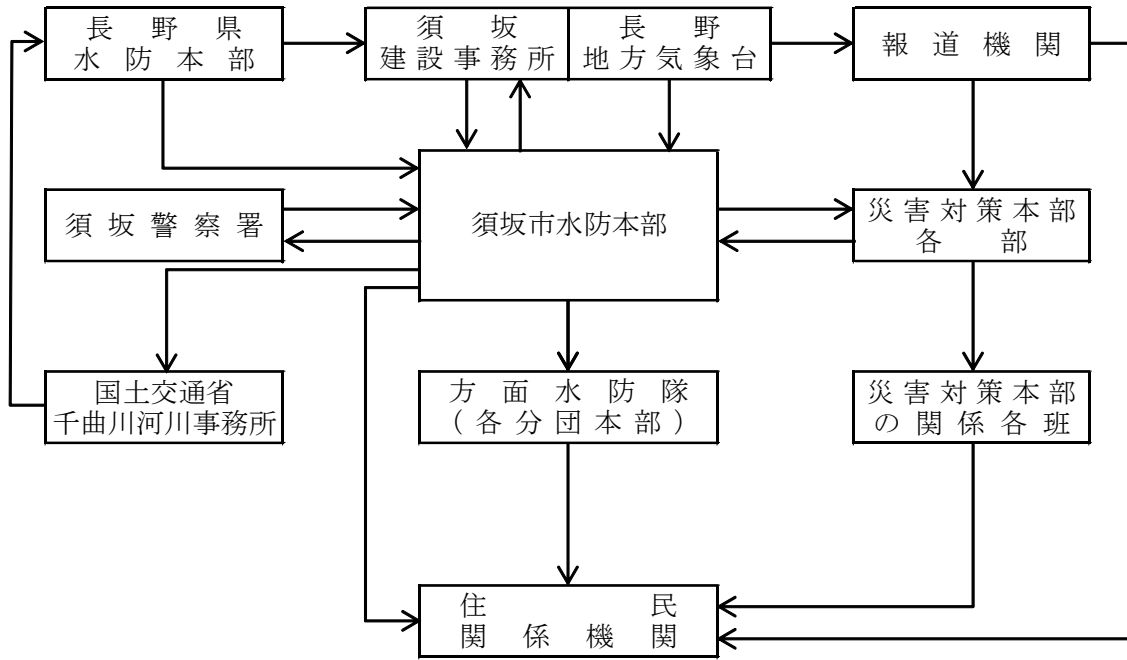
3 水防指令等の命令伝達系統



第3章 情報等の伝達方法

第1 伝達系統

気象、洪水等の予警報及び水防情報の伝達系統



第2 市民に対する広報と周知

水災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、人心の動揺及び被害の拡大防止のため特に必要があるときは、市民に対して応急対策その他必要な情報を周知するため、同報系防災行政無線、コミュニティFM放送（FMぜんこうじ）、Goolight、広報車等により適切な広報を行う。

第3 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

種類	説明	警鐘信号	サイレン
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの。	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。	乱打	約1分 約5分 約1分 ○ー 休止 ○ー

- 備考1 信号は、適宜の時間継続すること。
 2 必要がある場合は、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第4章 職員及び消防団員の招集

第1 招集の発令

水防本部長は、水災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、消防職員及び消防団員の非常招集を発令する。

第2 出動の区分（非常配備体制）

対 象	配備区分	配 備 内 容
消防職員	第1 配備体制	消防本部及び消防署の係長以上の者並びに消防職員のうち指名された者
	第2 〃	職員の過半数
	第3 〃	職員の全部
消防団員	第1 配備体制	副部長以上、分団本部を設置する
	第2 〃	班長以上及び一部団員、水防資機材の点検
	第3 〃	全団員、危険箇所の警戒及び水防作業
	第4 〃	全団員及び地区住民、水防作業
市 職 員	特別出動班	本部長及び水防長に特に命令された事項

第3 出 動

- (1) 消防職員及び消防団員は、出動の命令を受けたときは、特に指定された場所のほか、速やかに消防署又は待機場所に出動しなければならない。
- (2) 消防職員及び消防団員は、気象予警報その他により、事前に水災害が予想されるときは、出動の命令を待つことなく自発的に前項の場所に出動し、所属長の指揮を受ける。

第4 発令及び出動の基準

招集の発令及び自発的出動は、次の事項を基準として行う。

- (1) 台風が接近し、本市域内に暴風雨による洪水が発生し、又は発生が予想される時。
- (2) 梅雨前線等による豪雨により、本市域内に洪水、崖崩れ等の災害が発生し、又は発生が予想される時。
- (3) 長期にわたる降雨によって、崖崩れ、ため池の決壊による洪水等の災害の発生が予想される時。
- (4) 気象業務法の定めるところにより、大雨、洪水注意報又は警報が発令され災害の発生が予想される時。

第5章 水防隊の活動

第1 定 義

水防活動をより円滑にかつ効果的に実施するため、水防本部組織のうちの水防長以下の組織をもって、実際に行動する部隊を水防隊と総称する。

第2 配備体制

1 配備体制

配備体制は、第1から第4までの配備区分により、次表による。

区 分	配備時期	活 動 内 容
第1 配備体制	1 大雨、洪水等の注意報・警報が発表され災害が発生するおそれのあるとき。 2 その他必要により市長が指令したとき。	1 消防本部及び消防署の係長以上の者並びに消防職員のうち指名された者の招集 2 消防団副部長以上で、現地分団本部（方面隊）の設置 3 水防資材の点検整備（消防本部・署） 4 水防本部への連絡 5 台風進路図の作成及び気象状況の把握 6 災害の種別、規模等に伴う危険地域に対する広報の実施 7 その他必要な事項
第2 配備体制	1 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、大規模な災害が発生するおそれのあるとき。 2 市内に局地的な災害が発生したとき。 3 その他必要により市長が指令したとき。	1 消防職員の過半数の招集 2 消防団班長以上及び一部団員の招集 3 水防資材の点検整備（消防団） 4 車両の確保 5 通信設備の点検と通信の途絶時の連絡方法の検討 6 現地本部との連絡 7 危険地域に対する広報の徹底と避難の検討 8 本部長（市長）への報告 9 その他必要な事項
第3 配備体制	1 須坂市災害対策本部が設置されたとき。 2 本部は設置されないが激甚な災害が発生し、第2配備では処理できないものと市長が指令したとき。	1 消防職員全員の招集 2 消防団員全員の招集 3 危険箇所の警戒及び水防作業 4 河川等の警戒員の配置及び増水状況の調査 5 災害の種別及び規模により必要危険地区住民への協力要請 6 広報、救助等水防作業の実施 7 不足資材の調達又は要請 8 被害状況の把握 9 関係機関との情報交換 10 その他必要な事項
第4 配備体制	地区住民の避難が必要になったとき。	1 地区住民の水防作業従事 2 避難命令の伝達 3 避難誘導員の配置 4 被災者の救出

2 警備担当河川

分団名	警備担当河川	分団名	警備担当河川
第1分団	百々川、山崎川	第7分団	千曲川、鮎川、百々川
第2 〃	百々川、山崎川	第8 〃	百々川、鮎川
第3 〃	百々川、古川	第9 〃	鮎川、仙仁川、宇原川
第4 〃	八木沢川、山崎川	第10 〃	米子川、灰野川
第5 〃	千曲川、松川、八木沢川、押堀川	第11 〃	百々川、灰野川、奈良川
第6 〃	千曲川、百々川、古川	特命隊	千曲川松川合流地域

警備担当区域は、分団管轄地域内とするが、災害状況によっては特命その他により必要地域を応援する。

3 出動人員及び集合場所

区分	出動人員	集合場所	連絡電話
消防本部	57人	消防本部	245-0119
消防団本部	37	消防本部	245-0119
第1分団	40	坂田町公会堂	246-1191
第2 〃	42	小山町公会堂	246-9607
第3 〃	53	境沢町公会堂	246-2025
第4 〃	55	大谷町研修センター	246-2022
第5 〃	133	ながの農協須高営農経済センター	245-0597
第6 〃	90	村山町公会堂	248-1916
第7 〃	154	井上地域公民館	246-2488
第8 〃	88	高甫地域公民館	248-1925
第9 〃	70	仁礼会事務所	245-9441
第10 〃	56	米子町公会堂	248-1628
第11 〃	63	豊丘地域公民館	245-9768

第3 水位の観測

1 増水状況の調査

水防長は、気象状況により相当の降雨量があると認めたときは、市域内の各河川、ため池等の増水状況について消防職員及び消防団員に調査させ、関係機関に通報する。

2 千曲川水位の観測

水防長は、(一財)河川情報センターの端末機により、水位の情報収集を行う。また、消防職員及び消防団員による調査員を定め、千曲川の水位及び堤体等の状況を調査させる。

調査範囲	屋島橋～松川合流地域	
調査開始時期	水防警報が発令された時	随時
調査終了時期	水防警報が解除された時	

3 報 告

水防長は、必要により調査、観測結果を本部長（市長）に報告する。（〔資料7－9〕信濃川水系雨量・水位観測所位置図〔資料7－10〕洪水警戒水位と伝ば時間参照）

第4 避難及び救助

1 避難の勧告（指示）

- (1) 河川、ため池等の洪水、崖崩れ、地すべり等により著しく危険が切迫したとき、市長は必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立ち退き勧告（指示）を行う。
- (2) 避難の勧告（指示）は、サイレン及び警鐘による水防信号、広報車、携帯マイク等による広報活動、口頭、その他最も迅速、的確な方法により行う。
- (3) 避難の勧告（指示）の伝達及び避難者の誘導並びに救助の主たる責任は水防隊員とする。
- (4) 避難の勧告（指示）は次のとおり区分する。

ア 避難のための立ち退き準備の勧告

イ 避難のための立ち退き勧告（指示）

(ア) 第1次避難（事前避難）

水災による危険が事前に予測されるときで、あらかじめ高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者を避難させる。

(イ) 第2次避難（緊急避難）

水災による危険が切迫した場合又は事前避難のいとまのないときに行う。

2 避難誘導の留意点

- (1) 誘導員は、混乱した避難住民を鎮静し安全に避難させることを第一義とする。したがって過重な携帯品等は極力除外するよう指導に努める。
- (2) 避難順位は、緊急の必要が大きい地域から行うこととし、次の順位により誘導する。
 - ア 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者
 - イ 一般市民
 - ウ 防災義務者
- (3) 最も安全な避難経路を指示するとともに、特に危険な箇所については、事前に誘導員を配置し避難中の事故を防止する。
- (4) 夜間においては、可能な限り投光機等の照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (5) 財産の保護は、人命の救助後においても状況の許す限り最善の方法を講ずる。

3 避難場所

避難場所は、須坂市地域防災計画に定めるとおりである。（〔資料9－3〕地域避難所一覧参照）

4 救急、救助隊の編成

水災により多数の負傷者が発生し、又は発生が予想される場合の救急、救助隊の編成は次のとおりとする。

区 分	車両及び隊数	隊 員 数	連 絡
救急隊（署）	3 台	9 名	消防署火災専用電話 1 1 9 番
救助隊（署）	2 台	1 0 名	〃
消防団救助隊	1 1 隊	5 5 名	〃

なお、消防団の救助隊は、救護班をもって編成する。

5 医療救護先

- (1) 災害救助法適用までの医療救護先は、市内救急指定病院とし、地域的その他の事情により困難な場合はそれぞれ最寄りの病院又は医療機関とする。
- (2) 本市における救急指定病院は、次のとおりである。

名 称	所在地	電話番号	診 療 科 目
信州医療センター	須坂1322	245-1650	[名簿－4] 市内の医療提供施設一覧表
轟 病 院	須坂1239	245-0126	[名簿－4] 市内の医療提供施設一覧表

第 6 章 重要水防区域及び想定氾濫区域

第 1 重要水防区域及び危険箇所

本市域内において、水防上特に警戒防御に重要な区域箇所は、須坂市地域防災計画で定めるとおりである。〔資料 7－2〕重要水防箇所一覧表参照)

第 2 想定氾濫区域

重要水防区域の護岸等が決壊した場合に予想される氾濫面積は、須坂市地域防災計画で定めるとおりである。〔資料 7－4〕想定氾濫区域参照)

第 7 章 土石流発生危険溪流及び急傾斜地危険箇所の概況

第 1 土石流発生危険溪流の概況

本市域内における土石流発生危険溪流は、須坂市地域防災計画に定めるとおりである。

(〔資料11－5〕土石流危険溪流一覧表参照)

第 2 急傾斜地危険箇所の概況

本市域内における急傾斜地危険箇所は、須坂市地域防災計画に定めるとおりである。

(〔資料11－7〕土砂災害警戒区域及び特別警報区域（急傾斜地の崩壊）参照)

第8章 重要水門及び担当者

本市域内にある重要水門及び担当者は、次のとおりである。

河川名	名称	位置	構造	管理者	連絡電話	操作担当者	連絡電話
千曲川	福島機場	福島町 字屋敷	コンクリートえん 堤機械巻上式	市長	245-1400	道路河川 課長	245-1400
〃	村山水門	村山町 字中河原	コンクリートえん 堤手動巻上式	村山町 区長	村山町 公会堂 248-1916	村山町 土木部長	246-9622
〃	福島北機場	福島町 字七配	コンクリートえん 堤機械巻上式	市長	245-1400	道路河川 課長	245-1400
〃	相之島機場	小布施町 大字大島 字切次	〃	市長	245-1400	〃	245-1400

第9章 水防倉庫の位置及び水防資機材

第1 水防倉庫名及び位置

所有	倉庫名	位置
市有	① 小山 水防倉庫	小山町 高甫橋下流90m百々川右岸
	② 境沢 〃	境沢町 国道403号線市川橋上流50m百々川右岸
	③ 大谷 〃	大谷町 高橋町と大谷町の境界地点八木沢川左岸
	④ 新田 〃	新田町 下松川橋松川左岸
	⑤ 相之島 〃	相之島町 相之島町南西千曲川右岸堤防上
	⑥ 村山 〃	村山町 村山橋下流300m千曲川右岸
	⑦ 福島 〃	福島町 福島町屋島橋下流50m千曲川右岸堤防上
	⑧ 米持 〃	米持町 米持橋下流150m百々川左岸
	⑨ 下八町 〃	下八町 参宮橋下流20m鮎川右岸
	⑩ 上八町 〃	上八町 八町浄水場南鮎川右岸
	⑪ 仁礼 〃	仁礼町 枋倉上橋上流200m鮎川右岸
	⑫ 豊丘 〃	豊丘町 奈良川内山橋左岸
	⑬ 本郷 〃	本郷町 老人センター東八木沢川右岸
	⑭ 本部 〃	屋部町 須坂市消防本部
	⑮ 中島 〃	中島町 中島町落合橋下流150m鮎川左岸
国有	村山 水防倉庫	村山町 村山橋上流40m千曲川右岸

第10章 応援要請

第1 建設業者への応援要請

洪水、崖崩れ、地すべり等に対処するために必要な場合は、須坂市建設業協会と締結した「災害時における復旧協力に関する協定」に基づき出動を要請する。

第2 他の水防機関との協力及び応援

1 水防管理団体相互の協力及び応援

- (1) 水防上必要があるときは、法第23条の規定により他の水防管理者、市町村長等に応援を求めめる。
- (2) 他の市町村長、水防管理者、消防団長から応援を求められたとき、又は県水防本部長から指示があった場合は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応じるものとし、作業行動については応援を求めた水防管理者等の所轄のもとに行う。
- (3) 隣接する水防管理団体は、協力、応援等についてあらかじめ相互に協定しておく。

2 警察官に対する出動要請

水防上必要があるときは、法第22条により警察署長に対し、警察官の出動を求める。

3 自衛隊の派遣要請

水防上必要があるときは、須坂市地域防災計画に定める方法により、自衛隊の派遣を要請する。

第11章 費用の負担及び公用負担

第1 費用の負担

水防のために要した費用は、水防管理団体の負担とする。

ただし、相互応援協定により相互間で協議決定しているものは別とする。

第2 公用負担

水防のため緊急の必要があるときに限り、水防管理者又はその権限を委任された者は、法第28条の規定に基づいて、次の物件等について公用負担を命ずるものとする。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土地、土石、竹木、その他資材の収用及び使用
- (3) 運搬用具又は器具の使用
- (4) 工作物その他障害物の処分

第3 公用負担命令権限証

法第28条の規定に基づいて公用負担を命ずる権限を行使する者は、次に示す証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示すべきものとする。

第	号		
<p>公用負担命令権限証</p> <p style="margin-top: 20px;">職氏名</p> <p style="margin-top: 20px;">上記の者に、須坂市管轄区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px; text-align: right;">水防管理者 須坂市長 氏 名 ㊟</p>			

第4 公用負担命令書

公用負担命令の権限を行使する際は、原則として次に示す命令伝票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡し、これをなすものとする。

第 号

下記の物品を水防法第28条第1項の規定により使用した。

年 月 日

事務取扱者

職 氏 名

物 件 名 規 格 数 量	物件の所有者、管理者又はこれ に準ずべき者の住所、氏名	使用収用処分の 目的及び箇所	担当員の 職 氏 名	摘 要

----- ㊟ ----- (きりとり線) -----

公 用 負 担 命 令 伝 票

水防法第28条第2項の規定により公用負担を命ずる。

物 件 名	規 格	数 量	負担の内容	使用収用処分の目的	摘 要

年 月 日

水防管理者 須坂市長 氏 名 ㊟

事務取扱者 職 氏 名 ㊟

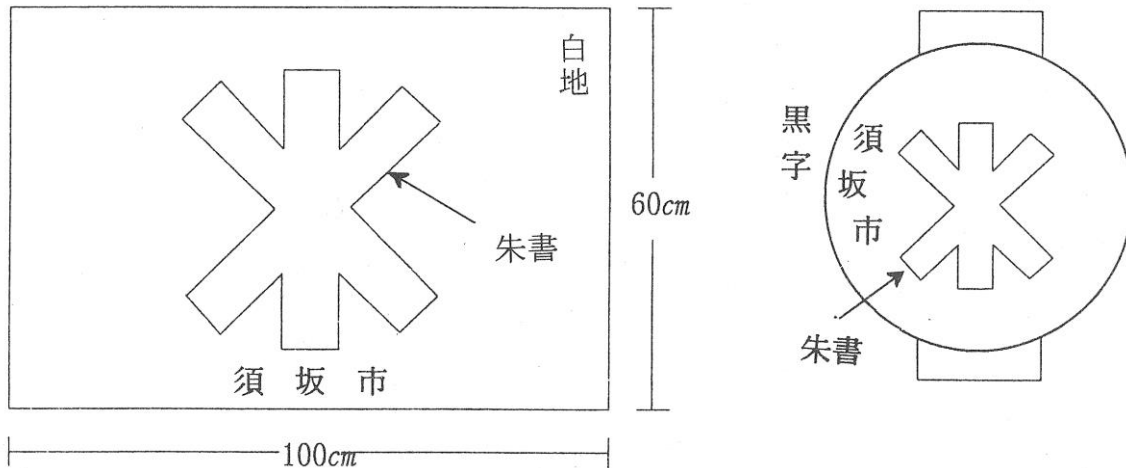
殿

第12章 水防標識

水防活動を迅速かつ規律正しいものとするため、次の標識を定める。

水防優先通行標識

昼間は標旗を、夜間は提燈を掲げる。



第13章 水防解除

- (1) 水位が警戒水位以下に減じ、又は著しく水位が下降し水防作業の必要がなくなったときは、本部長は、水防解除の指令を行うとともに、これを一般に周知させる。
- (2) 水防作業員は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を報告する。

第14章 水防報告

第1 水防報告

各班長及び各方面水防隊長は、次の事項について本部長に対し、最も迅速な方法により報告する。

1 配備体制報告

消防職員及び消防団員の出動状況並びに警備方法等について報告する。

2 警戒状況報告

警戒体制及びこれらの動向等、本部長が警備上の措置を講ずるに必要な事項を報告する。

3 水災出動報告

水災防衛活動等のため出動した水防隊の活動状況について報告する。

4 被害状況報告

水災に関し、災害対策基本法第53条第1項に定める被害状況を報告する。

第2 水防てん末報告

水防作業が終結したときは、各班長等は次の事項について遅滞なく本部長に対して報告する。

- (1) 水防実施状況報告書（第1号様式）
- (2) 管内被害状況報告書（第2号様式の1）

第15章 公務災害補償

消防団員又は一般協力者（水防管理者若しくは消防機関の長が認めた協力者）が、水防上負傷し、若しくは病気にかかり又は死亡した場合は、消防団員等公務災害補償条例の定めるところにより、損害を補償する。

第16章 水防訓練

水防管理者は、須坂建設事務所長と協議し、毎年出水期前に想定に基づき、須坂建設事務所の指導により訓練を実施する。

なお、訓練には消防職員及び消防団員を参加させ、特に有効な水防思想の普及と各種水防工法技術の向上を図る。